

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
紙裁断機保守点検役務	2024E-10		
	防衛大臣承認	平成 年 月 日	
	作成	令和 6 年 5 月 9 日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	足寄弾薬支処総務科営繕班	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、足寄分屯地において実施する紙裁断機保守点検役務（以下、“役務”という。）について必要な事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、国土交通省公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する国土交通省公共建築工事標準仕様書、この仕様書に規定する範囲内において、この一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

- 点検作業は、すべて監督官が立会いのうえ、実施すること。
- 各工程ごとに監督官は確認を行い、その後でなければ受注者は次の作業を進めてはならない。

2.2 役務実施場所

足寄郡足寄町平和173 陸上自衛隊足寄分屯地 庁舎2階

2.3 役務実施機器

明光商会4310MC 1台

2.4 役務の内容

- カッターの刃の点検及び残存物の除去
- ギア及びベアリングの点検
- モーター部の点検及びグリスアップ
- 各部のねじ締め付け
- 電気系統の点検及び各箇所動作確認
- その他必要と認められる箇所の部品交換、修理必要箇所については監督官に報告するものとする。

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、発注者が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

- a) 役務上必要な書類等は速やかに監督官へ提出する。
- b) 役務実施に先立ち、役務開始届、現場代理人届、役務工程表を作成・提出し、役務終了後、役務完了届、点検実施報告書（様式随意）を監督官へ提出する。

4.2 秘密保全及び安全管理

4.2.1 役務写真

- a) 役務写真の撮影は監督官立会いのもと主要な作業段階、その他監督官の指示する場所を撮影しA4-S版に整理の上、監督官へ提出する。
- b) 役務写真は提出用に整理後、受注者の責任において、デジタルカメラを使用の場合は保存データを確実に削除するものとし、フィルムカメラを使用の場合は原版（ネガフィルム）を監督官へ提出するものとする。

4.2.2 仕様書等

受注者は、発注者から貸与された仕様書等を本役務関係者以外に貸出、複写、閲覧させてはならない。

4.2.3 安全管理

- a) 役務実施場所以外への無断立入は禁止する。
- b) 受注者は、常に役務の安全に留意し現場管理を行うとともに、万一役務実施中に事故等が発生した場合には、最善の応急処置を講じるとともに、速やかに監督官に報告するものとする。

4.3 補償

- a) 本役務後に生じた故障等の修復については、その原因が受注者の責に帰すべき理由によるものと認められた場合は、修復すべき補償義務を負うものとする。その補償は役務完了検査後1年間とする。
- b) 本役務の実施中、受注者の行った作業が原因となって既存の施設等を破損させた場合、受注者に原状回復させるものとする。

4.4 疑義

仕様書等の内容、又は役務実施上疑義を生じた場合には監督官と協議しなければならない。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとし請負金額及び工期については変更しない。

4.5 使用資器材等

本役務に使用する資器材及び水・電力はすべて受注者の負担とする。